

全 員 協 議 会 記 録

令和 7 年 9 月 1 日 (月)
本 会 議 終 了 後
11 時 35 分～12 時 28 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、沖田議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、
佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、久保健康福祉部長、赤岸消防長

〔事務局〕 下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 敬老会開催日程と 100 歳以上高齢者数等について (健康福祉部)
- (2) その他

2 行政視察レポート

- (1) 総務文教委員会

3 総務文教委員会の提言書について (報告)

- (1) 地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～

4 陳情付託先について

5 議員選出監査委員からの報告について (決算審査意見書等報告)

6 議会による令和 6 年度事業に係る事務事業評価の実施について

7 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
- (3) はまだ議会だより一般質問の原稿締切について

原稿〆切日：令和7年9月11日(木) 午後3時

(4) タブレット端末の返却について

事務局への返却：令和7年9月29日(月)～10月8日(水)

(5) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 11 時 35 分 開議 〕

○議長

ただいまから令和7年9月1日の全員協議会を始める。本日は永見議員から欠席の連絡を受けている。それでは議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 敬老会開催日程と100歳以上高齢者数等について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。執行部より説明をお願いする。

○健康福祉部長

まず、令和7年度敬老会開催日程について説明する。

資料の1ページから3ページに、本年の敬老会の開催日程を記載している。これは各地域や施設から市へ開催の有無の通知があった内容を取りまとめたもので、市が把握しているものを挙げていると理解されたい。地域と施設で全部で81会場が開催の予定となっている。去年は68会場であったので、昨年よりもかなり増えている状況である。

続いて、資料の最終ページ、4ページの100歳以上高齢者数及び長寿者褒章対象者についてである。ページの左側では、100歳以上高齢者数について記載している。

これは9月15日時点で該当年齢になる者ということで、8月1日の状況を抽出して整理したものである。本年9月15日見込みで80名の者が100歳以上ということで、8月1日時点で集計している。過去5年分の推移を載せているが、去年が88名であったので、8名の減と見込んでいる。

ページの右側では、長寿者褒章の対象者数を記載している。浜田市では、88歳と100歳、そして99歳と101歳以上の者を褒章対象としている。88歳の者には市からの記念品、100歳の者には国からの銀杯と賞状、それと市からの記念品、99歳と101歳以上の者には祝詞を贈呈することとしている。本年の該当見込み者は648名で、去年が632名であったので16名の増となっている。なお、長寿者褒章の対象者は、当該年度に該当年齢となる者を見込んでいるものである。

○議長

ただいまの報告について質疑等はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

○議長

執行部からほかに報告事項はあるか。

(「なし」という声あり)

議員から執行部に確認しておきたいことはあるか。

○牛尾議員

最近、防災メール、緊急メールで火事の情報が議員宛てに入ってくるが、誤報が非常に多いと感じている。これほど誤報があるのはどのようなところに原因があるのか、分かる範囲で説明を求める。

○副市長

詳しいことはまた次回、消防長から説明するが、以前議会において建物火災を知らせてほしいという要望があった。それに基づいて消防と協議をし、建物火災があった場合は、場所を特定して公表すると見に行く者がいるなど消火活動に支障を来すこともあるため、「どこどこあたり」という形で公表することにした。

ただ、消防は建物火災の通報があるとすぐに出動する。その出動した時点で議員にも通知するという手順にしているので、現場に行ってみて火災ではなかったという場合に、改めて誤報ということになる。

最近特に誤報が多いというのは市としても承知しているが、改めて消防で状況を確認し、何か対策があるのか、また報告したいと思う。

○議長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

2 行政視察レポートについて

○議長

資料2を参照されたい。先般、総務文教委員会において行政視察が実施された。視察先で得た先進的な取組や知見などを行政視察レポートとしてまとめられたので報告を求める。執行部においても、聴講をお願いします。

それでは、総務文教委員会 芦谷委員長、お願いします。

○芦谷議員

レポートとしてまとめている。期日は7月29日から31日、訪問先は3市で、視察テーマは4点あった。2ページにそのことを記載しており、参加者は総務文教委員6名に加えて、笹田議長も同行している。

まず1番目に、薩摩川内市の閉校跡地利活用である。

記載があるとおおり、この市では1,230施設から令和2年度までに1,065施設を目標に、維持管理経費節減に取り組んでこられた。26校中、利活用が12件、開業準備中が2件、未利用が11件で、解体が1件という状況である。それ以降、学校名とイコールで結んであるのは民間活用の事業主体で、赤字が事業内容である。旧南瀬小学校はテナント事業、外国人技能実習研修施設。旧山田小学校は外国人技能実習研修施設。旧高江中学校はスポーツ拠点施設である。

次のページの旧東郷中学校は胡蝶蘭の栽培事業、旧陽成小学校はスポーツ練習施設、旧朝陽小学校はワイナリー事業を展開している。旧倉野小学校は物流倉庫、旧滄

浪小学校は宿泊施設、こういった事業を展開している。利活用のうち、公的活用としては、次のページのエネルギー施設、消防団倉庫などに利活用している。

閉校跡地利活用のための制度については、後の考察で概略を述べているので、ここでは一読されたい。

閉校跡地活用の委員会としての考察は、3 点に整理している。

1 点目は、合併後 17 年が経過した段階で、施設保有数を 1,230 施設から令和 2 年度で 1,065 施設を目標として維持管理経費節減に取り組むなど、具体的な目標の設定や、民間への譲渡、貸付けなど、廃止ありきではなく利活用を目標とすることを評価している。

2 点目は、支援として土地建物などの減額譲渡、減額貸付と 10 年後の無償譲渡、評価額の減額といったもので、市としてしっかりと支援をしていることである。

3 点目は、事業者が事業を行う場合、正規社員 1 名の採用などを条件としており、閉校となった地域の活性化を図ることを求め、市政と地域の一体感、連携などが見て取れ、職員の政策立案力の高さも感じられた。

2 番目、鹿児島市の地域主体型コミュニティ交通運行事業は、ボランティア運送を実施している。これは、自家用自動車を用いた対価を受け取らない住民同士の助け合いによる運送で、道路運送法上の許可又は登録を要しない運送形態で事業を実施している。支援を行う目的、対象者、対象経費を掲載している。これを実施しているのは桜島ボランティア運送事業であり、運行日は日曜から土曜まで、利用方法はLINE アプリ又は電話で申し込む形である。利用者の金銭給付についても記載している。平均利用者数は、月 18.4 人ということであった。

委員会としての考察は、ボランティア運送は地域にある互助共助の仕組みを、高齢者などの移動手段の確保につなげるものとして、協働のまちづくりを地域運営の柱とする浜田市としても参考にしたい事例である。利用者負担は実費の半額とし低廉で利用しやすく設定しており、住民の生活圏の維持、地域福祉の向上に貢献する取組であり、参考とすべき事例であると認識した。

浜田市でも高齢化や公共交通の縮小が進み、地域主体による移動手段の確保が必要となっており、自治会輸送の現状を踏まえ、運転手の確保や財政支援、運営体制づくりなど、全体的な制度の再編整備を検討すべきであると考えた。

3 番目に、鹿児島市の仮想空間フレンドステップ・メタバース支援事業は、学校や教育支援センター、民間施設などに行けず自宅で過ごしている児童生徒が、仮想空間メタバースによる学習支援や相談活動を受けることができる、多様な学びの場を確保するということで設置している。

次のページの導入に向けてである。令和 6 年度導入当初の方向性については、1 人 1 台端末で利用可能であることといった方向性を示しながら進めている。

その次のページは、今後の方向性、成果と課題を踏まえてということで、その成果、課題についても記載している。

今後の取組については、オンラインによる学習相談の可能性の研究、情報収集な

ど4点を掲げていた。

委員会としての考察は、浜田市の令和6年度の不登校は児童75人、生徒98人で計173人であり、その割合は小学校3.29%、中学校8.04%である。

鹿児島市の小学校2.28%、中学校7.98%に比べても高く、こういった先進例などを参考とした対策が待ったなしであると思っている。

不登校児童生徒に対し、鹿児島市はメタバースにより取り組んでおり、浜田市としても検討すべき課題であり、ICTを活用した居場所づくり、学習機会の提供、学校との連携による出席扱いなどの検討も進める必要があると考えている。

浜田市でも、民間の団体から同様の提案もあり、行政の能動的な取組と民間との連携なども検討すべき課題であると思っている。

最後4番目、指宿市の稼ぐ市役所職員提案制度である。

この背景には、歳入の確保と職員の意識改革がある。令和5年度に実施され、応募総数は251件であった。その内訳は、財産活用関係や広告関係、物品など販売関係、補助金等関係ということで分類されている。

選考のポイントとして、歳入の確保、実現性、具体性、独創性なども考慮して審査されている。賞として6件挙がっており、大賞としては、海岸へのレンガメッセージメンバーの募集、そのほかアイデア賞、審査員賞が2点、ユニーク賞、努力賞といったものが挙がっている。

指宿市の今後の展開として、若手職員の積極的な提案、多くの職員からの提案、「稼ぐ市役所」の壁、優秀提案の具体的な事業化、「稼ぐ市役所」から「稼ぐ指宿市」へ、別テーマでの提案募集、ということを掲げてある。

これらを踏まえた委員会としての考察は、地域の立地条件、指宿海岸や開聞岳などの景観、特産品、時代を見越したSNSなどを題材とし、活用する、売り出すなどの発想が見られ、評価できる職員提案制度であると考えた。

この制度は、職員の創意を収益化に結び付ける先進的な取組であり、職員の成長の機会となり、若手職員の意欲向上や政策提案力の向上につながっており、参考にしたいと思っている。

この選考の中で、敗者復活提案なども採用されており、組織として職員の発案を尊重し、楽しみながら参画できる工夫が随所に見られ、制度は職場のチームワークづくり、役所全体のモチベーションの向上につながっていると感じた。

○議長

ただいまの報告について、何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで、先ほどの牛尾議員の質疑に対して消防長より回答されるので願います。

○消防長

先ほど質問があった誤報が多いということについてである。まず、通報があるのは福祉施設などで、緊急時に大量の消防職員、消防団員が必要な施設には、必ず自動で通報する設備が付いている。この通報が入ると、消防はまず出動する。その時点で、

メールも発信されるようにしている。誤報が多いというのは、そのとおりであると考え。8月20日から10件近く発生しており、そのほぼ9割が福祉施設である。

少ない人数で火災の場所を発見するまでに機械が自動的に通報してくれるシステムなので、福祉施設の職員が早期に発見すると、そこで誤報というのが分かり、通報の途中で人が電話を取り、消防職員と話して誤報でしたとなればメールは送信されないが、通常はほとんどそのような時間はないのでメールが発信されてしまう。

この機械的な原因としては、感知器の中にある密閉した空気層が、温度差によって膨らむことで作動する。秋になるにつれて、最高気温が変わらないのに最低気温が下がってくると、その温度差で感知器が火災だと勘違いして発報してしまうというのがほとんどの理由である。

たまに煙を感知する設備に虫が入り、誤報を起こすこともあるが、先ほど言ったように空気の膨張によって、当たっていない接点が当たることによる誤認がほとんどである。

現状の技術では、これをどうにかできるという状況ではないのが現状である。

○議長

これについてよろしいか。

(「はい」という声あり)

執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

3 総務文教委員会の提言書について（報告）

(1) 地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～

○議長

資料3を参照されたい。総務文教委員会において、提言書「地域交通について」を取りまとめられたので、報告を求める。沖田副委員長、お願いします。

○沖田議員

総務文教委員会として取組テーマを「地域交通について～移動の自由をどうつくるか～」とし、浜田市における持続可能な地域公共交通形態の構築の観点から、市への提言・提案を視野に入れ、調査研究を進めてきた。このたび委員会における協議の結果、提言書として取りまとめ、8月22日に議長に報告した。また、本日午後1時30分から市長に提言書を提出するので、その旨を報告する。

本市における地域公共交通を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。少子高齢化、人口減少が進む中で、民間の路線バス事業者は運転手の確保が難しくなっており、路線の減便や廃止が増加している。いわゆる交通弱者、交通難民への対応は喫緊の課題となっている。総務文教委員会として、令和6年度から持続可能な交通形態をテーマに調査研究を行ってきた。

地域井戸端会では、全28会場において市民から移動に関する意見の聞き取り、担当課への聞き取り、あいのりタクシー等運行支援事業を運営している地区まちづくり

センター15 か所へのヒアリング、さらには岡山県真庭市、千葉県香取市、鹿児島県鹿児島市への行政視察を通じて、全国的な先進事例を学んできた。延べ 25 回の協議を重ね、提言の取りまとめを行ったところである。

一つ目の提言は、民間路線バスの再編についてである。現在の民間バス路線は運転手不足と利用者減少という二重の課題を抱えており、将来的にも路線の縮小が見込まれる。行政としても運行の継続のため財政支援を行っているが、このままでは地域公共交通全体にかかる予算が増え続け、持続性に課題が生じる。そのため、行政と事業者が将来を見据えた協議を重ね、利便性と効率性を両立させた路線再編の検討をすべきだという内容の提言をしている。

二つ目は、地域公共交通に関する施策の見直しと再編について、大きく 4 点に分けて提言している。

1 点目の生活路線バスの見直しについては、大型バスでの運行が必ずしも利用者の実態に見合っていない例があり、小型車両や予約型デマンド交通の導入により、運転手の確保や維持費の削減といった面で効率化が図れると考えている。地域の実情に合わせた車両規模や運行形態の検討を求めている。

2 点目では、予約型乗合タクシー事業の見直しである。区域内運行に限定されている現在の制度では地域の実情に合わないとの意見があり、実際に区域外や市外への移動を可能とするあいのりタクシーの方が、ニーズに応じて利用が増えている。そのため、双方の利点を取り入れた新たな運行形態の検討とともに、ICT技術の活用による効率的な運行管理の導入も提言としてまとめている。

3 点目として、あいのりタクシー等運行支援事業については、地区まちづくり推進委員会による自主的な運用が求められているが、財源がまちづくり振興基金に依存しており、将来的な持続性が不透明である。この事業は地域の主体的な課題解決の取組として重要であるが、基金終了後の財源確保や制度の拡充普及を進めるべきという内容の提言を行っている。

4 点目は、敬老福祉乗車券交付事業についてである。現状で一部の地域や特定層に利用が偏っている状況が見受けられる。今後、高齢者による免許返納の増加を見据え、より多くの高齢者が活用しやすい制度に改善するとともに、交通形態が整備された後には事業そのものの見直しも視野に入れるべきではないかという内容の提言を行っている。

三つ目の提言は、市の組織体制の強化である。現在の地域交通に関する課題は多岐にわたり、特に民間路線バス撤退後の代替手段の整備や、重複した交通事業の再編など、複雑な対応が求められている。他市ではICTの活用により運行管理を外部委託し、行政の負担軽減とサービスの両立を行っている事例もある。そのため、新たな交通形態の構築に向けて、一定期間を限ってでも専任体制を強化し、専門的かつ機動的な対応ができる体制を整えることが必要ではないかという内容の提言を行っている。

四つ目は、自治会輸送支援である。現在、波佐、羽原、大麻地区などで住民主体による運送が行われている。これは地域力を生かした協働のまちづくりの好事例と言

え、継続的な支援が必要ではないかという内容の提言を行っている。

以上のように、今回の提言は移動の自由と地域の持続可能性をいかに両立するかという観点から、現状の課題に真摯に向き合い、具体的かつ実現可能な方策をまとめたものである。

本提言が浜田市における地域交通政策の検討材料として活用され、市民の暮らしの安心と地域の活性化につながっていくことを期待している。

○議長

ただいまの報告について質疑等はあるか。

○布施議員

この地域交通における問題は、全国的にテレビなどでもよく取り上げられている。

第1の提言で、民間路線バスの再編について、利用者の減少は人口減少や公共交通の利用減で分かるが、運転手不足が常に課題として言われている。この運転手不足を確保する策として、何か提言として案はなかったのか。

一つの例として、島根県海士町では未来投資委員会があり、いわゆる「半官半X」のように、1人の者が2つの仕事に就いている。

これは収入の面での対策であるが、海士町では行政が民間の手伝いをするという形で、それが一つの事業として認められている。実際にそういった者が運転手として地域で役割を果たし、運転手不足をカバーしている事例があった。

当委員会では、そういった運転手不足に対する提言や意見は出なかったのか。

○沖田議員

運転手不足に対する施策については、担当課とも協議し、様々に考えた。その中で、現在、大型バスの運行には大型二種免許が必要であるが、これを小型化することによって普通二種免許で運行できるのではないかとということも少し盛り込んでいる。

また、全国的にライドシェアなども出てきたが、まだ県内での事例が少なく、参考となる先進事例もなかったため、その点に踏み込むことはまだできないと考え、あえて触れていない。

そのため今回は、大型車両から例えば9人乗りのジャンボタクシーに変えることで、運転手確保にもつながるのではないかとという内容の提言とした。

○議長

ほかあるか。

(「なし」という声あり)

4 陳情付託先について

○議長

資料4を参照されたい。今定例会議で取り扱う陳情を8月18日月曜日13時で締め切ったところ、1件の陳情があった。

配付している陳情付託表のとおり、福祉環境委員会に審査を付託するので、よろしく願います。

5 議員選出監査委員からの報告について

○議長

決算審査意見書等の報告である。令和5年から、議会と議選監査をつなぐ仕組みの一つとして、決算審査などの充実を図るため、9月定例会議の初日に開催する全員協議会において、監査委員が作成する決算審査意見書等について、議選の監査委員から補足説明を受けることとしている。ついては、岡本監査委員から報告をお願いする。

○岡本議員

本年6月定例会議において、令和6年度の定期監査について報告した。本日は、昨年度に引き続き、決算審査の状況について報告するものである。

この報告は監査委員が作成する決算審査意見書等の内容を異にするものではなく、議会側の視点に立って、決算審査の状況や健全化判断比率等の審査を含む財政状況及び認識などを鳥瞰的に共有し、理解を深めるとともに、議会の監視機能の充実強化につながることを期待するものである。

はじめに、一般会計及び特別会計審査意見について申し述べる。意見書の81ページから83ページを参照されたい。

歳入については、令和6年度は繰入金、地方債及び地方特例交付金が増加したこともあり、歳入総額は前年度より増加している。市の行政活動の自主性と安定性を確保するために最も重要な自主財源である市税については、コンビニ納付やキャッシュレス決済などの収納方法を拡大し納付者の利便性を向上させ、また、財産調査による差押えを強化するなどの対策に取り組み、市税の現年分の収入率が99.63%と高水準であることは評価するものである。その他、自主財源の確保策として有効なふるさと寄附金については、令和6年度の寄附額は14億円を超えており、前年度比約2億9千万円増加している。自治体間競争が激化する中、浜田市の魅力を積極的にPRし、さらなる寄附額の増加が期待されるところである。

歳出については、エコクリーンセンター基幹改良工事に伴う浜田地区広域行政組合負担金の増加等により補助費等が増加したことなどから、歳出全体では増加している。その結果、令和6年度は歳出の増加が歳入の増加を上回ったため、形式収支額は前年度と比べて減少したが、翌年度に繰り越すべき財源の減少により、実質収支額は前年度に比べて増加となった。

今後の財政運営については、浜田市総合振興計画、浜田市中期財政計画等の着実な推進を図るとともに、事業執行においては経済性・効率性・有効性を念頭に、スクラップ・アンド・ビルドの推進、さらなる行財政改革を進めることにより、持続可能な財政運営を目指す必要がある。

引き続き、将来を見据えた健全財政を維持するとともに、市民一人ひとりにきめ細かなサービスを提供しながら、市が掲げる「元気な浜田」の実現に資する施策の実行が期待されるものである。

続いて、公営企業会計の決算審査について説明する。水道事業会計決算審査意見

書の2ページから3ページを参照されたい。

上水道事業においては、老朽管路等の維持更新について、アセットマネジメント計画に基づき優先施設を抽出し、基幹管路等の耐震化に取り組んでいる。おおむね計画どおり実施されているが、耐震化の更新速度を早める対策を検討するとともに、有収率の改善に努める必要がある。また、水道料金は簡易水道事業との統合後、令和2年10月に料金改定を完了しているが、令和6年度も前年度に比べ減収となっている。適正な料金水準及び一般会計からの負担のあり方を検討し、収益の確保及び費用の節減に引き続き取り組むことが求められる。

下水道事業については、下水道事業会計決算審査意見書の2ページから3ページを参照されたい。普及率は50.0%で、県下で最も遅れている。浜田処理区の整備により、普及率や収益の増加が期待されることから、早期供用開始に向け進捗管理を行うとともに、下水道事業への理解を深め接続率向上につながるよう、普及啓発を丁寧に行われたい。

令和6年4月には、特別会計であった農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業が公営企業会計へ移行し、下水道事業会計に一本化された。会計一本化により、事業全体や各事業の経営・財務状況が明確となるため、適正な資産管理や費用削減など企業会計移行によるメリットを生かした経営を進めることが期待される。

続いて、「健全化判断比率及び資金不足比率」について説明する。

意見書の4ページを参照されたい。①実質赤字比率は、一般会計等における実質収支の標準財政規模に対する割合を示すものであり、令和6年度は実質収支額が約9億円の黒字となり、赤字を生じていない。歳入の増加よりも歳出の増加が上回ったものの、翌年度に繰り越すべき財源の減少により、前年度より改善している。

次に意見書の7ページを参照されたい。②連結実質赤字比率は、一般会計等に加え、特別会計や公営企業会計を含めた実質収支の合計額の標準財政規模に対する割合を示すものであり、令和6年度は約25億2千万円の黒字となり赤字を生じていない。しかし、公営企業会計における実質収支額が大幅に減少したため、前年度より悪化している。

次に意見書の9ページを参照されたい。③実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金や公営企業に対する繰入金等の準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。直近3か年を平均した本年度の比率は9.5%で、前年度に比べ1.0ポイント低下、改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回り健全な状況である。分子の元利償還金等が減少したため、比率は改善している。

次に意見書の13ページを参照されたい。④将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担する実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。将来負担比率は3.7%で、前年度比2.6ポイント低下と改善しており、早期健全化基準の350%を大きく下回り健全な状況である。将来負担額のうち、地方債残高は約391億円で、前年度比約17億円、4.0%減少しており、公営企業債等繰入見込額も前年度比約5億円、5.6%減少してい

る。その結果、分子が減少し、分母である標準財政規模が増加したため、将来負担比率は改善している。

続いて資金不足比率については、意見書の 19 ページを参照されたい。対象となる全ての会計において資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。しかし、下水道事業会計や国民健康保険特別会計、直診勘定などにおいては、収支不足を補うため一般会計からの基準外繰入を行うことで黒字を維持している実態がある。受益者負担の観点や公営企業の独立採算の趣旨から、基準外繰入を可能な限り縮減し、自立した事業運営が行われることが望ましいため、繰入金の適正な水準について検討する必要がある。

以上、健全化判断においては、国の基準に照らした場合、4 指標において財政の健全化を維持しており、また意見書の 17 ページにあるとおり、県内 8 市の状況と比較しても、当市は実質公債費比率が県内 3 位、将来負担比率が県内 1 位であり、健全な財政運営を行っている。

最後に、今後も学校建設事業や市街地下水道整備工事等の様々な事業計画がある。施設の配分については、しっかりとその必要性を精査しながら、優先順位を十分考慮し取捨選択して実施する必要がある。公共施設再配置実施計画のもと、地域の要望に応じつつ、今だからこそできる事業と辛抱できる事業、取りやめる事業の選択については、議会側も市の財政を正しく認識した上で判断するなど、チェック機能を図ることが市民の負託に応える議員の役割であると考えている。

○議長

議員においては、各会計決算の審査意見書などをしっかり確認し、決算審議に当たるようお願いする。決算審査意見書に関して質疑がある場合は、決算審査の通告書に監査委員への質疑の項目があるので、そちらに記載して提出されたい。

通告締切りは 9 月 11 日木曜日午後 3 時となっている。

6 議会による令和 6 年度事業に係る事務事業評価の実施について

○議長

資料 6 を参照されたい。事務局次長。

○濱見次長

資料の 1 ページであるが、目的、内容や流れ、事業について示している。網掛けの部分は 8 月までに行われたことを記載している。この間、各常任委員会や個々の議員で調査などを積極的に行っている。その下の太い黒枠で囲んだ部分が、今回 9 月定例会議中に行うことである。

9 月 18 日から 22 日まで 3 日間の予算決算委員会では、それぞれ所管の決算審査が終わるたびに、全議員に事務事業評価シートを提出してもらう。その後、適宜 3 常任委員会を開催し、25 日までに所管の 3 事業についての議会評価意見書を作成してもらう。

26 日の全員協議会で、3 常任委員会が作成した議会評価意見書についての協議を行

い、議会としての議会評価意見書を完成させる。あわせて、事務事業評価実施結果に係る議案を提案することについての協議を行う。議案とする場合は、最終日 29 日に提案となる。

2 ページ目以降は、浜田市が作成した事務事業評価シートである。9 事業分のシートがある。その次の資料に、議員事務事業評価シートの様式がある。例として、結婚新生活支援事業のシートを載せている。これが 9 事業分あるので、これを全議員に提出してもらう。

様式に 1 点注釈を加えている。予算規模の評価を拡充とした場合は、改善提案内容のところで財源措置の考えについても記入するようお願いする。この議員事務事業評価シートの様式は、本日メールで議員に送付する。また、同じものを事務局内の議員パソコンにも入れておく。

その次のページは、議会評価意見書の様式と記入例である。これを 3 常任委員会で作成し、それらを基に全員協議会で議会としての議会評価意見書を完成させる。

最後のページであるが、所管事務調査など、各常任委員会が事務事業評価のために取り組んだ主なものの一覧である。記載されている以外にも、常任委員会では毎回委員間協議を行い、議員が個々で調査も行っている。所属する常任委員会以外の事務事業評価シートを記入する際の参考になると思うので、確認されたい。

○議長

この件について確認しておきたいことなどはないか。

(「なし」という声あり)

7 その他

(1) 自由討議について

○議長

自由討議を行う案件があるか。

(「なし」という声あり)

では、今回はなしとする。

(2) 令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について

○議長

資料 7-(2)を参照されたい。

9 月 2 日及び 3 日の一般質問の放映は、それぞれ質問の翌日に行うので確認されたい。

(3) はまだ議会だより一般質問の原稿締切について

○下間局長

資料はない。レジュメに記載のとおり、一般質問の原稿締切りは 9 月 11 日木曜日の午後 3 時である。締切厳守の上、よろしくお願いします。

○議長

ただいまの件について何かあるか。

(「なし」という声あり)

(4) タブレット端末の返却について

○下間局長

こちら資料はない。議員に貸与しているタブレット端末についてである。

議員の任期は10月22日までであるが、改選後の設定準備を行う必要があることから、返却について願います。返却期間は、レジュメに記載のとおり9月定例会議最終日の9月29日から10月8日までの間に願います。10月7日に議会広報広聴委員会があるので、委員は使用すると思うので10月8日としている。

返却するものは、端末本体、カバー、充電用コードの3点である。

なお、議員がタブレットで記載したメモ付きの資料のダウンロードを希望する場合は、10月6日までに議事係に相談されたい。ダウンロードして提供することはできる。

9月29日以降は、タブレットを返却している議員もいるので、今後、議員への連絡事項などはLINE NETWORKSと議員が登録しているメールアドレスの両方にするので、承知されたい。連絡事項の確認漏れがないよう、メールも確認をお願いします。

なお、選挙後に継続の議員は、改選後も同じタブレットを使用することを考えている。ただし、継続の議員も新規の議員も、改めてパスワードは変更するので、了承されたい。

○議長

この件について確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

(5) その他

○議長

議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは私から1点、チラシの資料を参照されたい。

11月8日、9日に「全国地方議会サミット2025」が開催される。このサミットは、地方議会を活性化するための事例発表やパネルディスカッション、学識経験者による講演などを行うシンポジウムとして毎年開催されているものである。

チラシの裏側にあるとおり、「主権者教育につながるこどもの意見の施策反映」ということで、浜田市議会へ事例発表の依頼があり、副議長と相談し受けることとしたので報告する。

この件について何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で全員協議会を閉会する。

[12 時 28 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 笹 田 卓